

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生に対する経済的支援等について（5月10日時点）

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、修学支援新制度等のほか、関係省庁の制度を含め、家計急変などで困難な状況におかれている学生等が利用可能な制度について、以下のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

また、本件の対象ではありませんが、平成30年度より実施している本学独自の給付奨学金については後日ご案内いたします。

ご不明な点がございましたら、本学学務課 学生支援係にご連絡ください。

なお、随時新しい情報を更新する予定です。

## 1. 日本学生支援機構による大学等奨学金事業・国による高等教育の修学支援新制度

家計の急変（家計支持者が失職、病気、事故、災害等）で奨学金を緊急に必要とする場合には、年度途中でも審査のうえ、日本学生支援機構奨学生に採用される場合がありますので、本学学務課に相談してください。制度の詳細については、日本学生支援機構のホームページをご参照ください。

### <給付>

#### ○給付奨学金（家計急変） 【非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方】

※住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付奨学金と授業料減免による支援を行う制度です。通常、前年度の課税標準額により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない方についても、年2回の在学採用（令和2年度1回目は4～6月）に申込みことができます。対象となりそうかどうかは、進学資金シミュレーターで確認することができます。

◎日本学生支援機構 給付奨学金（新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方）

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html)

### 高等教育の修学支援新制度

2020年4月から、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部学生等を対象として、大学における『授業料等減免制度の創設』および『給付奨学金の支給の拡充』が実施されます。制度の詳細については、以下の文部科学省のホームページをご参照ください。

◎大学生・保護者向け特設ページ

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

◎高等教育の修学支援新制度

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

### <貸与>

#### ○第一種 緊急採用奨学金（無利子）・第二種 応急採用奨学金（有利子） 【幅広い世帯の方】

※日本学生支援機構の貸与型奨学金では、第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があります。貸与額は選択可能です。通常、前年度の収入金額等により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査さ

れます。家計急変の対象とならない方についても、在学採用（4月～6月）に申込みことで支援が受けられます。

◎日本学生支援機構奨学金（緊急・応急採用）

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu\\_okyu/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html)

## 2. その他制度

○自治体独自の奨学金や民間奨学金等【制度等により異なる】

- ・自治体が独自に奨学金等の制度を持っている場合があります。また、民間の奨学金についても、申込みが可能な場合もあります。

※問合せ先：自治体の窓口

○生活福祉資金貸付金（緊急小口貸付貸付等の特例貸付）【幅広い世帯の方】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯の方に対し、無利子で貸付を行う等の制度です。

※問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫（ろうきん）

○生活福祉資金貸付金（教育支援資金）【低所得世帯】

- ・低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、無利子で貸付を受けられる制度です。

※問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会

○母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）【母子・父子・寡婦家庭の方】

- ・母子、父子、寡婦家庭の方が、就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子で貸付を受けられる制度です。

※問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

○特別定額給付金（総務省）【住民基本台帳に記録されている方】

- ・住民基本台帳に記録されている方を給付対象者とし、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付する制度です。

※問合せ先：特別定額給付金コールセンター

0120-260020（フリーダイヤル応答時間帯：5/2以降平日、休日問わず9:00～18:30）

03-5638-5855（応答時間帯：5/1まで、平日9:00～18:30）

○日本政策金融公庫の教育ローン【幅広い世帯の方】

- ・大学等在学する方の保護者に対し、学生等1人あたり350万円以内の貸付を行うものです。

※問合せ先：日本政策金融公庫（<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>）

日本赤十字九州国際看護大学  
事務局学務課 学生支援係

T E L:0940-35-7047

E-mail:gakusei@jrckicn.ac.jp